

～ 収集運搬業者の皆様へ 改正廃棄物処理法のあらまし ～

1 処理困難通知（法第14条第13項及び第14項並びに第14条の4第13項及び第14項関係）

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者は、現に委託を受けている産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集、運搬を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が発生したときは、当該事由が発生した日から 10日以内に、その旨を書面により当該委託者へ通知しなければなりません。

また、当該通知は、通知した日から5年間保存しなければなりません。

なお、通知の必要な事由は次のとおりです。

- ・ 故障及び事故が発生したとき
- ・ 事業の一部又は全部を廃止したとき
- ・ 欠格要件に該当したとき
- ・ 行政処分（業務停止命令、改善命令及び許可取消等）を受けたとき

2 マニフェスト不交付時における産業廃棄物の引き受け禁止（法第12条の4第2項関係）

産業廃棄物の運搬又は処分の受託者は、マニフェストの交付を受けずに、産業廃棄物の引き渡しを受けてはならないこととなりました。

この規定に違反した者は、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

3 会社法改正に伴う経理的基礎に関する提出書類の見直し

（施行規則第9条の2及び第10条の12等関係）

改正会社法の施行に伴い、法人会計に係る計算書類の構成が変更され、従前は貸借対照表及び損益計算書に記載されていた内容の一部が、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載されることとなったことから、産業廃棄物処理業等の許可申請に際し、必要となる書類にこれらの書類が追加されます。

4 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化（法第24条の2及び施行令第27条関係）

同一都道府県内で、一の政令市等の区域を超えて行おうとする産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可は、都道府県が行うこととなります。

なお、積替保管を行う場合には、従前通り、積替え保管施設が立地する場所を所管する自治体が行うこととなります。

※ 詳細については、別紙「産業廃棄物収集運搬業許可の合理化について」の通り。

5 優良な産業廃棄物処理業者に係る許可期間の特例制度

(法第14条第2項及び第7項並びに第14条の4第2項及び第7項関係)

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者は、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新申請時に、次の基準（以下「優良基準」という。）の適合性審査の申請を行うことができます。この場合には、通常の許可申請時の提出書類に加えて、当該審査に必要な資料を提出しなければなりません。

当該申請者が、優良基準に適合していると認められた場合には、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の有効期間を通常の5年から7年に延長します。

また、平成23年4月1日時点で現に許可を有している産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者については、許可の期限内において、随時、優良基準の適合性審査の申請を行うことができます。（ただし、申請は1回に限ります。）

- (1) 過去5年間、廃棄物処理法の規定による特定不利益処分を受けていないこと。
- (2) 次に掲げる事項について、申請の際、直前の半年間にわたり、インターネットで公開し、かつ、所定の頻度により（変更の都度又は1年ごとに1回）更新していること。
 - ① 会社情報（氏名又は名称、住所又は事務所等の所在地、設立年月日、資本金又は出資金、代表者及び役員の名等）
 - ② 事業計画の概要
 - ③ 既に取得している処理業の許可証の写し
 - ④ 事業の用に供する施設の状況
 - ・ 運搬施設の種類及び数量並びに運搬車に係る低公害車の導入状況
 - ・ 積替え又は保管を行う場合には、当該場所ごとの所在地、面積、積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。）及び積替えのための保管上限
 - ⑤ 情報公開日より直前3年間の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に係る次の事項
 - ・ 産業廃棄物の種類ごとの受入量
 - ・ 産業廃棄物の種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量
 - ⑥ 直前3年間の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）
 - ⑦ 料金表の提示、料金算定式の提示、個別見積もり等の料金の提示方法
 - ⑧ 組織体制（社内組織、職務分掌等）
 - ⑨ 生活環境保全上の利害関係者に対する事業場の公開の有無及び公開頻度
- (3) 事業活動に係る環境配慮の取組が、ISO14001、エコアクション21等の認証制度により認められていること。
- (4) 電子マニフェストの利用が可能であること。
- (5) 財務体質の健全性に係る次に掲げる基準に適合していること。
 - ① 直前3年のうち任意の1年における自己資本比率が10%以上であること
 - ② 直前3年の各事業年度における経常利益金額に減価償却費の額を加えて得た額の平均額が零を超えること
 - ③ 法人税、消費税、住民税（県民税及び市民税）、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税、社会保険料並びに労働保険料を滞納していないこと

6 許可取消に係る欠格要件の見直し（法第14条3の2関係）

許可取消について、特に悪質な違反の場合を除き、許可を取り消された法人の役員が兼務する他の法人の許可の取消につながることはないように、欠格要件が合理化されます。

7 施行期日

平成23年4月1日

「産業廃棄物収集運搬業許可の合理化について」

1. 合理化措置に関係する改正令及び改正規則

【改正令】

(政令で定める市の長による事務の処理)

第27条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の長及び同法第252条の22第1項に規定する中核市の長並びに呉市、大牟田市及び佐世保市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

- 一 法第14条第1項及び第14条の4第1項の規定による許可（当該都道府県内の一の指定都市の長等の管轄区域内のみにおいて業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可及び産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可を除く。）に関する事務
- 二 法第14条の2第1項及び第14条の5第1項の規定による変更の許可（前号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務
- 三 法第14条の2第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項及び第4項並びに法第14条の5第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項及び第4項の規定による届出の受理（第1号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務
- 四 法第14条の3（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（第1号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務
- 五 法第14条の3の2（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による許可の取消し（第1号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務
- 六 法第20条の2第1項の規定による登録に関する事務
- 七 法第23条の3及び第23条の4の規定による意見の聴取（第1号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務

2 (略)

附則

(政令で定める市の長による許可に関する経過措置)

第6条 この政令の施行の際現に指定都市の長等の法第14条第1項の許可（以下この項において「市長許可」という。）を受けている者（改正法の施行後に改正法附則第2条の規定に基づきなお従前の例により市長許可を受けた者を含む。）であつて、この政令の施行後において当該市長許可の範囲内で産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下同じ。）の収集又は運搬を業として行うには当該指定都市の長等の管轄区域を管轄する都道府県知事の法第14条第1項の許可又は法第14条の2第1項の変更の許可を受けなければならないこととなるものは、当該市長許可に係る法第14条第2項の期間の満了の日までの間は、なお従前の例により当該市長許可の範囲内で産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うことができる。

2 この政令の施行の際現に指定都市の長等の法第14条の4第1項の許可（以下この項において「市長許可」という。）を受けている者（改正法の施行後に改正法附則第2条の規定に基づきなお従前の例により市長許可を受けた者を含む。）であつて、この政令の施行後において当該市長許可の範囲内で特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うには当該指定都市の長等の管轄区域を管轄する都道府県知事の法第14条の4第1項の許可又は法第14条の5第1項の変更の許可を受けなければならないこととなるものは、当該市長許可に係る法第14条の4第2項の期間の満了の日までの間は、なお従前の例により当該市長許可の範囲内で特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うことができる。

【改正規則（案）】

(産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第10条の10 法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六 (略)

七 産業廃棄物収集運搬業者にあつては、当該許可をした都道府県知事の管轄区域内の産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る法第14条第1項の許可（当該都道府県知事による同項の許可を除く。第3項において「積替え許可」という。）の有無

2 (略)

3 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一～五 (略)

六 第1項第7号に掲げる事項の変更の届出(新たに積替え許可を受けた場合においてするものに限る。)については、当該積替え許可に係る第10条の2に規定する許可証の写し

第10条の10の2 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、法第14条の2第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の規定による変更の届出をする場合において、当該届出に係る事項が第10条の2又は第10条の6に規定する許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けることができる。

(特別管理産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第10条の23 法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四～七 (略)

八 特別管理産業廃棄物収集運搬業者にあつては、当該許可をした都道府県知事の管轄区域内の特別管理産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行う特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に係る法第14条の4第1項の許可(当該都道府県知事による同項の許可を除く。第3項において「積替え許可」という。)の有無

2 (略)

3 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一～六 (略)

七 第1項第8号に掲げる事項の変更の届出(新たに積替え許可を受けた場合においてするものに限る。)については、当該積替え許可に係る第10条の14に規定する許可証の写し

第10条の23の2 特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者は、法第14条の5第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の規定による変更の届出をする場合において、当該届出に係る事項が第10条の14又は第10条の18に規定する許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けることができる。

2. 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化に伴う経過措置について

<改正令附則第6条の適用される期間>

平成23年4月1日から従前の許可の有効期間までの間。

<改正令附則第6条の適用対象者>

改正令の施行の際現に指定都市の長等の許可を受けている者であって、改正令の施行後において従前の許可の範囲内で業を行うためには、当該指定都市の長等の管轄区域を管轄する都道府県知事の許可又は変更の許可を受ける必要がある者。

－具体例－

① F県内において、i市（がれき、積替えなし）及びk市（がれき、積替えなし）の許可を有しているが、F県の許可は有していない者

← 改正令の施行後において従前通りi市及びk市で業を行うためには、新たにF県の許可を受ける必要がある。

② F県内において、F県（がれき、積替えなし）及びi市（がれき及び金属くず、積替えなし）の許可を有している者

← F県の許可の事業の範囲の方がi市の許可の事業の範囲よりも狭いため、改正令の施行後において従前通りi市で業を行うためには、F県の変更の許可を受ける必要がある。

※ i市及びk市は、F県内の指定都市

<改正令附則第6条の考え方>

(1) 具体例①におけるi市及びk市、具体例②におけるi市は、施行日以降は、当該収集運搬業者の許可権者ではなく、具体例①におけるi市及びk市の許可、具体例②におけるi市の許可は、施行と同時に失効することとなることから、当該規定を設けることにより従前の許可の範囲内で引き続き業を行うことができることとした。

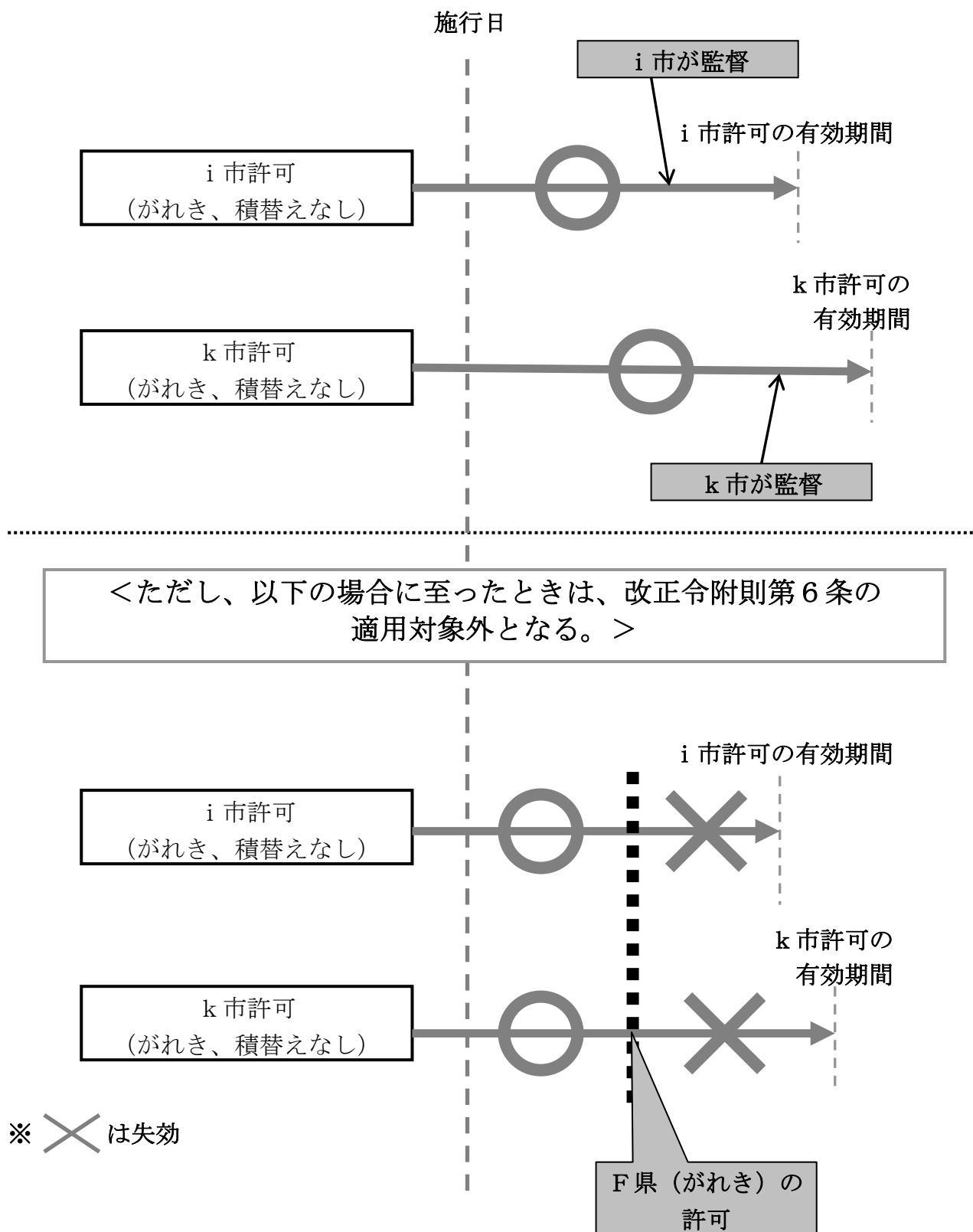
(2) 当該規定の適用対象者であった者が、その後、具体例①においてF県（がれき）の許可を受けた場合又は具体例②においてF県の金属くず追加の変更許可を受けた場合には、その時点で、当該規定の適用対象者ではなくなり、具体例①におけるi市及びk市の許可、具体例②におけるi市の許可は失効することとなる。

(3) 当該規定の適用対象者については、許可に関する全ての事務が従前通りとなることから、当該規定の適用期間中は、当該適用対象者に対する許可の取消しや事業停止命令等の指揮監督権限については、引き続き、従前の許可権者である指定都市の長等が行使することとなる。

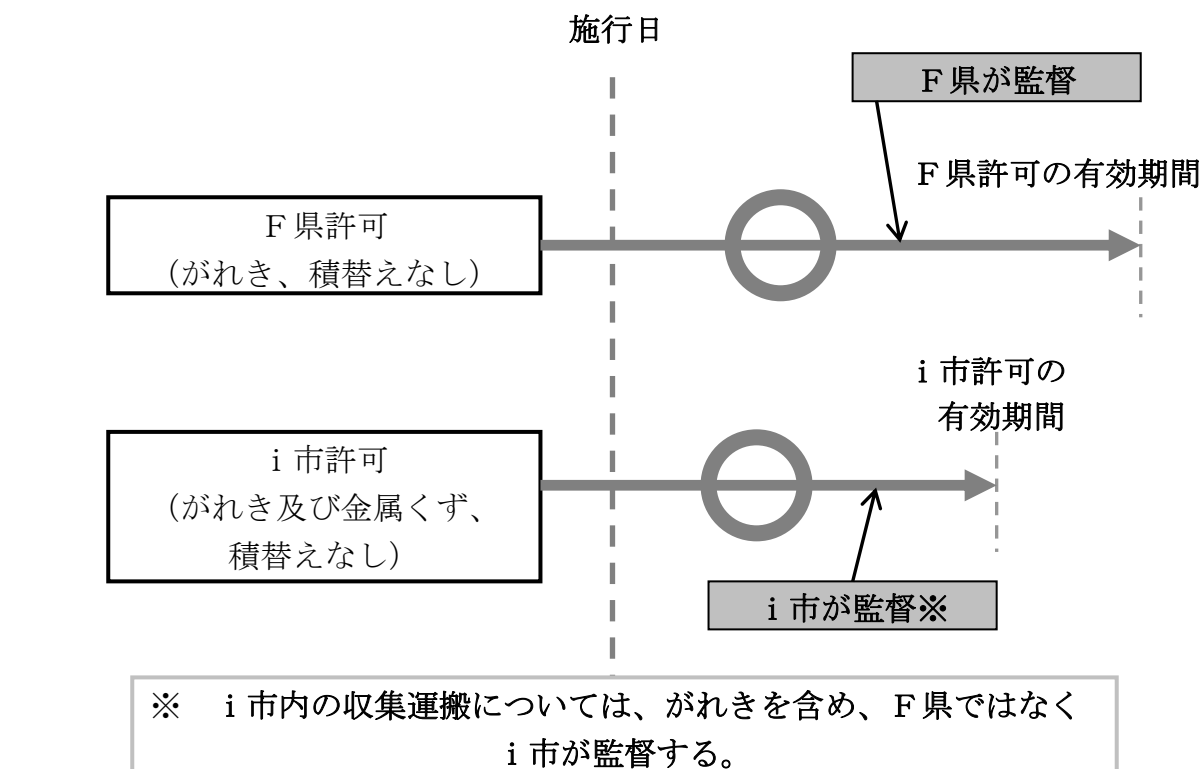
◆経過措置についてのイメージ図

※ i 市及びk 市は、F 県内の指定都市

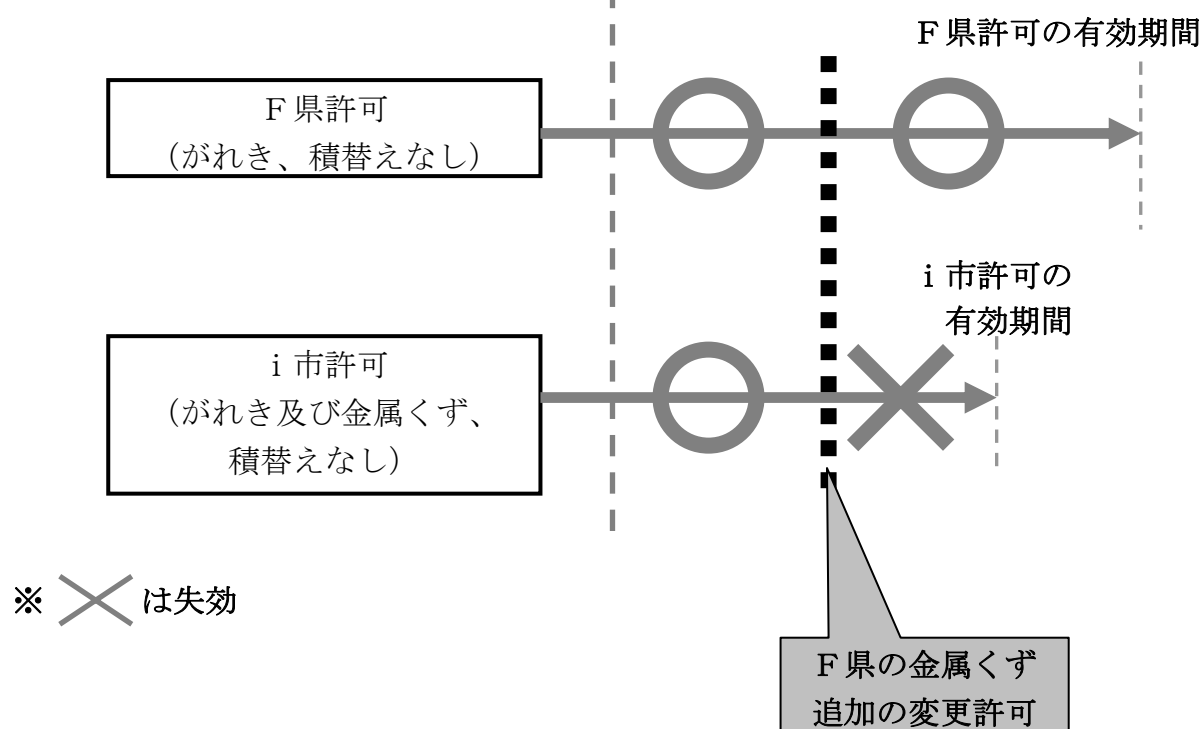
<具体例①の場合>



<具体例②の場合>



<ただし、以下の場合に至ったときは、改正令附則第6条の適用対象外となる。>



3. Q&A

※ i 市及び k 市は、F 県内の政令市
s 市は、M 県内の政令市

Q 1. 収集運搬業者が F 県内では i 市のみ、M 県内では s 市のみで収集運搬業を行おうとする場合には、誰の許可を取る必要があるのか。

A 1. i 市及び s 市の許可を取る必要がある。

(理由) 今回の合理化措置の対象となるのは、あくまでも、同一都道府県内において一の政令市の区域を越えて収集運搬業を行おうとする者に係る許可であり、Q 1 の者は、F 県及び M 県内では、それぞれ一の政令市の区域内において収集運搬業を行っているため。

Q 2. 一の政令市の区域を超えて収集運搬を行う業者が、同一政令市内のみで積み下ろす行為は F 県の許可のみで足りるか。

A 2. F 県の許可のみで足りる。

(理由) 一の政令市の区域を越えて収集又は運搬を行っているか否かは、個々の行為ではなく、許可を受ける者が行おうとする業全体として判断されるため。

Q 3. 一の政令市の区域を超えて収集運搬を行う意思はあるが、実際に受託した収集運搬が i 市に限られる場合、F 県の許可のみで足りるか。

A 3. F 県の許可のみで足りる。

(理由) 一の政令市の区域を越えて収集又は運搬を行っているか否かは、実際に行った収集運搬行為ではなく、許可を受ける者が行おうとする業全体として判断されるため。

Q 4. F 県許可（金属くず、積替えなし）と i 市許可（がれきについては積替えあり、金属くずについては積替えなし）を受けている収集運搬業者が i 市内において金属くずの運搬を行う場合、監督は誰が行うのか。

A 4. i 市が行う。

(理由) 積替えを行う区域において業として行われる収集運搬業については、従前通りの扱いとなるため。

参考：廃棄物処理法施行令第27条第1項第1号

(政令で定める市の長による事務の処理)

第27条

一 法第14条第1項及び第14条の4第1項の規定による許可（当該都道府県内の一の指定都市の長等の管轄区域内のみにおいて業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可及び産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可を除く。）に関する事務

Q 5. F 県の積替えありの許可を受けた場合、i 市及びk 市での積替えを伴わない収集運搬は可能か。

A 5. 可能。

Q 6. F 県の積替えなしの許可と i 市の積替えありの許可を受けた場合、k 市において積替えを伴わない収集運搬を行うことは可能か。

A 6. 可能。

4. 施行後の許可に係る手続

※ ○積替えなしの許可を有している ●積替えありの許可を有している ×許可を有していない

※ i市及びk市は、F県内の政令市
s市及びo市は、M県内の政令市

	許可取得状況		行為		必要となる法的手続	許可の効力
1	F県 ○ i市 × k市 ×	→	新たにi市で収集運搬 (積替えあり)を行う。	→	① i市の許可(積替えあり)を受ける。 ② F県に変更の届出をし、許可証の 書換えを受ける。	(F県○、i市●、k市×) 現状においてF県許可により、i市を含むF県内全域で収集運搬 (積替えなし)を行うことが可能であったが、i市許可(積替え あり)により、i市内での積替えが可能となる。この場合、F県 許可はi市を除く区域を対象とした許可となる。
2	F県 ○ i市 ● k市 ×	→	i市での積替えをやめ る。	→	① i市に一部廃止の届出を行う。 ② F県に変更の届出をし、許可証の 書換えを受ける。	(F県○、i市×、k市×) 現状においてF県許可により、i市を除くF県内で収集運搬(積 替えなし)を行うことが可能であったが、i市内での積替えをや めることに伴い、i市許可が失効することとなる。この場合、F 県許可はi市を含むF県内全域を対象とした許可となる。
3	F県 ○ i市 ● k市 ×	→	新たにk市で収集運搬 (積替えあり)を行う。	→	① k市の許可(積替えあり)を受け る。 ② F県に変更の届出をし、許可証の 書換えを受ける。	(F県○、i市●、k市●) 現状においてF県許可により、i市を除くF県内で収集運搬(積 替えなし)を行うことが可能であったが、k市許可(積替えあり) により、k市内での積替えが可能となる。この場合、F県許可は i市及びk市を除く区域を対象とした許可となる。
4	F県 ○ i市 ● k市 ●	→	i市での積替えをやめ る。	→	① i市に一部廃止の届出を行う。 ② F県に変更の届出をし、許可証の 書換えを受ける。	(F県○、i市×、k市●) 現状においてF県許可により、i市及びk市を除くF県内で収集 運搬(積替えなし)を行うことが可能であったが、i市内での積 替えをやめることに伴い、i市許可が失効することとなる。この 場合、F県許可はk市を除く区域を対象とした許可となる。

5	F 県 × i 市 ● k 市 ×	→	新たに F 県で収集運搬 (積替えなし)を行う。	→	① F 県の許可 (積替えなし) を受ける。	(F 県○、i 市●、k 市×) 現状において i 市許可により、i 市内で収集運搬 (積替えあり) を行うことが可能であったが、F 県許可 (積替えなし) により、i 市を除く F 県内での収集運搬 (積替えなし) が可能となる。
6		→	新たに k 市で収集運搬 (積替えあり)を行う。	→	① k 市の許可 (積替えあり) を受ける。	(F 県×、i 市●、k 市●) 現行制度から変更なし。
7		→	新たに F 県で収集運搬 (積替えなし)を行う。	→	① F 県の許可 (積替えなし) を受ける。	(F 県○、i 市×、k 市×) 現状において i 市内のみで収集運搬 (積替えなし) を行うことが可能であったが、F 県許可 (積替えなし) により、i 市を含む F 県内全域での収集運搬 (積替えなし) が可能となる。この場合、i 市許可が失効することとなる。
8	F 県 × i 市 ○ k 市 ×	→	新たに i 市で積替えを 行う。	→	① i 市の変更許可 (積替えなしから積替えありへ) を受ける。	(F 県×、i 市●、k 市×) 現行制度から変更なし。
9		→	新たに k 市で収集運搬 (積替えあり)を行う。	→	① k 市の許可 (積替えあり) を受ける。 ② F 県の許可 (積替えなし) を受ける。	(F 県○、i 市×、k 市●) 現状において i 市内のみで収集運搬 (積替えなし) を行うことが可能であったが、k 市許可 (積替えあり) により、当該者は同一都道府県内の一の政令市の区域を越えて収集運搬を行う者に該当することから、新たに F 県許可 (積替えなし) を受けることが必要となり、F 県許可により、F 県内の k 市を除く区域内において収集運搬 (積替えなし) が可能となる。この場合、i 市許可は失効することとなる。

10		→	新たにF県で収集運搬（積替えあり）を行う。	→	① F県の許可（積替えあり）を受ける。	(F県●、i市●、k市●) 現行制度から変更なし。
11	F県 × i市 ● k市 ●	→	i市での積替えをやめる。	→	① i市に一部廃止の届出を行う。 ② F県の許可（積替えなし）を受ける。	(F県○、i市×、k市●) 現状においてi市及びk市内で収集運搬（積替えあり）を行うことが可能であったが、i市内での積替えをやめることに伴い、新たにF県許可（積替えなし）を受けることが必要となり、F県許可により、F県内のk市を除く区域内において収集運搬（積替えなし）が可能となる。この場合、i市許可が失効することとなる。
12	F県 × i市 × k市 ×	→	新たにF県で収集運搬（積替えあり）を行う。	→	① F県の許可（積替えあり）を受ける。	(F県●、i市×、k市×) F県許可（積替えあり）により、F県内全域での収集運搬（積替えなし）及びF県のi市及びk市を除く区域内での積替えを行うことが可能となる。
13		→	新たにi市で収集運搬（積替えあり）を行う。	→	① i市の許可（積替えあり）を受ける。	(F県×、i市●、k市×) 現行制度から変更なし。
14		→	新たにi市で収集運搬（積替えなし）を行う。	→	① i市の許可（積替えなし）を受ける。	(F県×、i市○、k市×) 現行制度から変更なし。
15	F県 × i市 × k市 × M県 × s市 × o市 ×	→	新たにk市及びs市で収集運搬（積替えなし）を行う。	→	① k市及びs市の許可（積替えなし）を受ける。	(F県×、i市×、k市○、M県×、s市○、o市×) 現行制度から変更なし。
16		→	新たにk市、s市及びo市で収集運搬（積替えなし）を行う。	→	① k市及びM県の許可（積替えなし）を受ける。	(F県×、i市×、k市○、M県○、s市×、o市×) 当該者は、F県内においては一の政令市の区域内、M県内においてはs市及びo市の二以上の政令市の区域において収集運搬（積替えなし）を行うこととなることから、k市及びM県の許可（積替えなし）が必要となる、この場合、M県許可は、M県内全域を対象とした許可となる。